○国土交通省告示第五百六十九号

貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第五十八条の二の規定により貨物軽自動車安全管理者講習を行う者を登録したので、同法第五十八条の十五の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十四日

国土交通大臣　金子　恭之

登録年月日	名称	住所	種類
令和八年三月三十日	株式会社ＨＳＣ	栃木県足利市田中町四五九番地の一	貨物軽自動車安全管理者講習

○東北地方整備局告示第七十九号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年四月十四日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年四月十四日　東北地方整備局長　西村　拓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十三号

(三)　道路の区域

区間　変更前　敷地の幅員　延長

後別　前　九・九四～二八・四六　メートル　〇・六一六　キロメートル

後　一三・〇〇～二八・四六　〇・六一六

山形県最上郡舟形町舟形字元屋敷二四一番一から同町舟形字野々田二八九番二八まで

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

国会事項

衆議院

議案提出

四月十日内閣から提出した議案は次のとおりである。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案

質問書提出

四月十日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する再質問主意書（長妻昭提出）

加工肉の発がん性、国家公務員の非正規職員についての衆議院内閣委員会質疑に関する質問主意書（長妻昭提出）

答弁書受領

四月十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員長妻昭提出米国のイラン攻撃の法的評価と在日米軍に関する質問に対する答弁書

衆議院議員長妻昭提出いわゆる「消えた年金」を探す「持ち主不明記録検索」に関する質問に対する答弁書

報告書受領

四月十日内閣を経由して経済産業大臣赤澤亮正から、次の報告書を受領した。

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第六項、第二条の三第九項、第三条第十項、第四条第五項において準用する同条第四項、第五条第九項において準用する同条第八項、第十五条の十二第七項及び同条第八項、第十五条の十三第四項において準用する同条第七項並びに第十五条の十三第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告

参議院

議案受領（予備審査）

四月十日内閣から次の議案が送付された。

金融商品取引法及び資金決済に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第五七号）

ヒトゲノム編集胚等の取扱いの規制に関する法律案（閣法第五八号）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第五九号）

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律案（閣法第六〇号）

質問主意書提出

四月十日議員から次の質問主意書が提出された。

日本国国章損壊罪の制定に関する質問主意書（高良沙哉提出）（第二三三号）

答弁書受領

四月十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員牧山ひろえ提出準備期間が極めて短い中で執行された衆議院議員総選挙に関する質問に対する答弁書（第二六号）

参議院議員高良沙哉提出「外国人との秩序ある共生社会の実現」に向けた日米地位協定改定の必要性等に関する質問に対する答弁書（第二七号）

参議院議員石垣のりこ提出ナフサ及び医療用石油関連製品等の供給体制に関する質問に対する答弁書（第二八号）

報告書受領

四月十日内閣を経由して経済産業大臣から、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第二条の二第六項、第二条の三第九項、第三条第十項、第四条第五項において準用する同条第四項、第五条第九項において準用する同条第八項、第十五条の十二第七項及び同条第八項において準用する同条第七項並びに第十五条の十三第四項において準用する第二条の三第九項の規定に基づく調達価格等に関する報告を受領した。

官庁報告

官庁事項

登録船舶職員養成事務の休止に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）第十七条の十九において準用する同法第十七条の七の規定に基づき、登録船舶職員養成事務の一部を休止する旨の届出があったので、同法第十七条の十九において準用する同法第十七条の十五第三号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十四日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録船舶職員養成施設の名称　独立行政法人海技教育機構　海技大学校

二　休止する登録船舶職員養成施設の種類　六級海技士（航海）第一種養成施設

六級海技士（航海）第二種養成施設

三　休止期間

自　令和八年四月一日

至　令和十年八月三十一日

登録電子海図情報表示装置講習実施機関の登録事項の変更に関する公示

船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第四条の十の規定に基づき、次の登録電子海図情報表示装置講習実施機関より登録事項の変更の届出があったので、同規則第四条の二十二第二号の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和八年四月十四日　国土交通大臣　金子　恭之

一　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の名称　海上自衛隊第一術科学校

二　登録電子海図情報表示装置講習実施機関の代表者の氏名

（変更前）学校長　小杉　正博

（変更後）学校長　小牟田秀覚

三　変更年月日　令和八年三月二十三日